

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)①イ(ロ)イ)A及び1.(1)②ネ(イ)のうち、
「令和6年3月31日まで」を「令和16年3月31日まで」に改める。

別紙3中、1.(1)②ヨのうち、

「

軽自動車等

	富谷
富谷ジャンクション	—

」を

「

軽自動車等

	富谷
富谷ジャンクション	46.240

」に、

「

普通車

	富谷
富谷ジャンクション	—

」を

「

普通車

	富谷
富谷ジャンクション	57.800

」に、

「

中型車

	富谷
富谷ジャンクション	—

」を

「

中型車

	富谷
富谷ジャンクション	69.360

」に、

「

大型車

	富谷
富谷ジャンクション	—

」を

「

大型車

	富谷
富谷ジャンクション	95.370

」に、

「

特大車

	富谷
富谷ジャンクション	—

」を

「

特大車

	富谷
富谷ジャンクション	158.950

」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、

「令和6年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に改める。

別紙3中、1.(2)⑬イを削る。

別紙3中、1.(2)⑬のうち「ロ 令和5年3月27日以降」を削る。

別紙3中、1.(2)⑬のうち、

「(イ)」を「イ」に、「(ロ)」を「ロ」に、「イ)」を「(イ)」に、「(ロ)」を「(ロ)」に、「手帳に)」を「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に)、
「手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者」を「手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長

通知)」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）」に改める。

別紙3中、1.(2)㊿イのうち、

「100キロメートルを超える場合に限る」を「80キロメートルを超える場合に限る」に改める。

別紙3中、1.(2)㊿ハのうち、

「令和5年4月1日から同年11月26日まで」を「令和6年4月6日から同年11月30日まで」に、「令和5年4月1日から同年10月29日まで」を「令和6年4月6日から同年10月27日まで」に改める。

別紙3中、2.のうち、「令和45年7月9日まで」を「令和54年3月22日まで」に改める。